

**環境技術実証モデル事業（酸化エチレン処理技術分野）の
実証対象技術の選定について**

東京都は環境省から平成 15 年度の環境技術実証モデル事業（酸化エチレン処理技術分野）の実証機関として選定され、平成 15 年 10 月 27 日から 11 月 7 日まで実証対象技術の募集を行ったところ、10 件の申請がありました。

申請された技術について、東京都は東京都技術実証委員会における検討結果を踏まえて対象技術の候補を選定し、環境省と協議した結果、以下の 6 技術を実証対象技術として決定したので、お知らせします。

なお、選定した技術については、今年度中に東京都環境科学研究所において実証試験を行い、結果については東京都及び環境省のホームページで公表します。

対 象 技 術	処 理 方 法	環 境 技 術 開 発 者
エチレンオキサイドガス除害装置	触媒燃焼方式	三浦工業(株)
卓上型酸化エチレン浄化処理装置	触媒燃焼方式	スリーエム ヘルスケア(株)
小型 E O 滅菌排ガス処理装置	触媒燃焼方式	(株)日本触媒
E O ガス排出処理装置	触媒燃焼方式	エア・ウォーター(株)
酸化エチレン排出ガス処理装置	触媒燃焼方式	ムラキ(株)
酸化エチレンガス除去装置	薬液洗浄方式	(株)パックス

（参考） 環境技術実証モデル事業（酸化エチレン処理技術分野）について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として平成 15 年度に環境省が始めた事業です。

東京都では、環境確保条例で酸化エチレン排出ガスの規制を実施しております。酸化エチレンは、都内ではくん蒸消毒・殺菌剤として取り扱われており、発がん性や遺伝子損傷を引き起こすおそれがあるといわれています。

このため、東京都は排出ガス処理装置の技術実証は環境保全施策の推進にとって有益であることから、酸化エチレン処理技術分野の実証機関に応募し、実証機関として選定されました。

【問い合わせ先】

環境改善部有害化学物質対策課 寺田、佐藤

電話：03 - 5388 - 3457

内線 42 - 415

東京都環境科学研究所 応用研究部 占部、樋口

電話：03 - 3699 - 1331

<http://www.kankyoken.metro.tokyo.jp/>

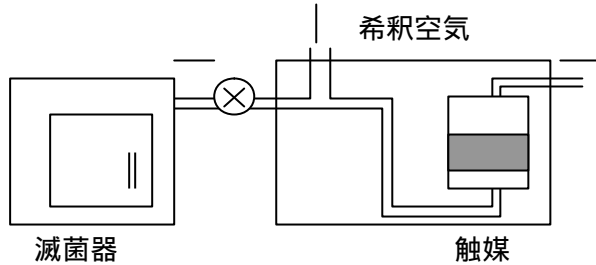
(参考)

実証試験対象技術の概要

1. 触媒燃焼方式

連続希釈法

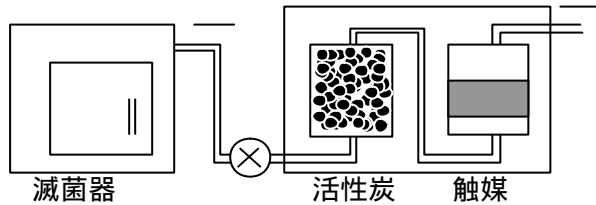
滅菌器のガスとは別に取り込んだ空気により連続で希釈しながら、触媒によって燃焼処理する方式。



- ・三浦工業(株)
- ・スリーエムヘルスケア(株)
- ・(株)日本触媒

活性炭法

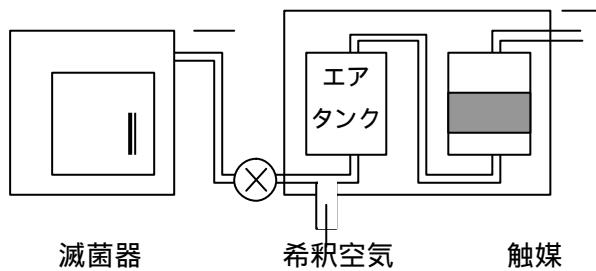
活性炭への吸着により濃度を均一化し、その後、触媒によって燃焼処理する方式。



- ・エア・ウォーター(株)

エア・タンクおよび連続希釈法

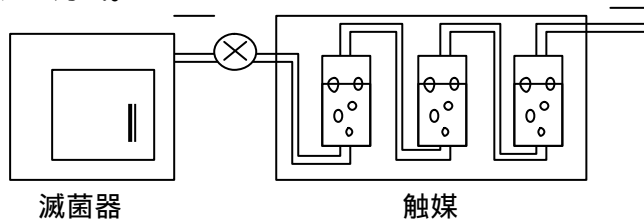
エア・タンクの緩衝作用による濃度の均一化と、空気による希釈を同時に行い、その後、触媒によって燃焼処理する方式。



- ・ムラキ(株)

2. 薬液洗浄方式

薬液に溶解させ、酸化エチレンを触媒により毒性のほとんどないエチレングリコールにする方式。



- ・(株)パックス